

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

一、国家知識産権局の組織体制変更について

1. はじめに

2018 年 4 月、中国共産党中央委員会は、「党及び国家機構改革を深化させる方案」の中で、商標と専利の管理が分かれ、法執行が重複している問題を解決するため、国家知識産権局の組織変更を行うことを発表した。以下、その組織変更の概要を紹介する。

2. 組織変更の概要

新しい組織では、国家知識産権局の職責、国家工商行政管理総局の商標管理の職責、及び国家質量監督検疫総局の原産地地理表示管理の職責を、新しい国家知識産権局の職責としたうえで、従来國務院直轄であった組織を、国家工商行政管理総局、国家質量監督検疫総局、国家食品薬品監督管理総局等をまとめた新組織である国家市場監督管理総局の下に位置付けた。また、該方案において、国家知識産権局の主要な職責は、知的財産保護の業務、知的財産保護の体系化の推進、商標、専利、原産地地理表示の登記及び行政裁決、商標、専利法執行業務等であるとされた。

3. 組織変更後の動向

国家知識産権局のサイト (<http://www.sipo.gov.cn/>) では、組織変更後にいくつかのレイアウト変更が行われた。まず、トップページ右上に「国家市場監督管理総局」へのリンクが貼られ、その下には政務サービスプラットフォームへのリンクが貼られ、専利、商標、地理表示の関連業務へのリンクが整備された(下図)。その他、商標、地理表示の従来のサイトである中国商標局、中国地理表示網へのリンクも貼られた。



また、2018年7月には国家知識産権局が2018年第3四半期のニュース発表会において、組織変更後初めて、専利、商標、地理表示の関連統計データを集中発表した。徐々にではあるが、関連業務の統一化が進んでいるようである。組織変更による個別業務への影響は現在のところ未知数であるが、知財により市場を管理、監督する役割がより強化されるのではないかと、この憶測がある。今後の動向に注目したい。

二、知的財産判例紹介

1. はじめに

最近判決が下された知的財産関連訴訟について、ウェブサイトの情報を収集するクローラー技術に関する事例（広東省深セン市中級人民法院（2017）粵03民初822号）の概要を紹介する。

2. 案件概要

原告である深セン市谷米科技有限公司（以下、「谷米公司」という）は、2013年に「酷米客」という名称の公共交通アプリを発表、運営した。谷米公司は、公共交通機関と協力して公共交通車輛にGPSを取り付け、大量のデータを取得し、精度が高くリアルタイム誤差の少ないサービスを提供した。

被告である武漢元光科技有限公司等（以下、「元光公司」という）、2015年に「車来了」という名称の公共交通アプリのユーザー獲得及び精度向上のため、クローラー技術を利用して谷米公司のサーバー内にある公共交通車輛運転情報、駅到着時間等のリアルタイムデータを取得した。

原告は、被告が技術手段を用いて違法に原告のサーバーにあるデータを取得し、原告の競争優位性を毀損し、取引機会を減少させたため、公認の商業道徳及び誠実信用の原則に違反し、不正競争にあたるとして、深セン市中級人民法院へ提訴した。

3. 判決要旨

- (1) 原告と被告は不正競争防止法における事業者にあたるか、また、競争関係があるか
原告と被告は企業登記部門により合法的に承認され設立された商品、サービスの提供者であり、我が国の不正競争防止法に規定された事業者にあたる。また、両者のソフトはユーザーへ位置測位、公共交通路線検索、路線規則、リアルタイム公共交通地理位置等サービスを提供しており、その用途は同一であるので、原告と被告は、リアルタイム公共交通情報検索サービスソフトのサービス分野において競争関係にある。

(2) 被告がクローラー技術を利用して原告のリアルタイム公共交通情報データを取得する行為は、不正競争に該当するか

不正競争法第2条の規定を援用して認定しなければならず、本案において被告の行為が不正競争になるかどうかの鍵は、該行為が誠実信用の原則及び公認の商業道徳に違反し、原告の合法的な権益に損害を与えたかどうかである。

谷米公司是「酷米客」ソフトウェアの著作権者であり、該ソフトが含む情報データの占有、使用、収益及び処分についても合法的な権益を有する。「酷米客」ソフトウェアのリアルタイム公共交通情報データは無料で公衆検索に供されているが、データ取得方法は、ソフトウェア著作権者である谷米公司の意志に反しない合法的な方法でなければならない。

本案において、被告がクローラー技術を利用して原告の「酷米客」ソフトウェアのリアルタイム公共交通情報データを大量に取得して無償で使用する行為は、「労せず利益を得る」行為であり、違法に他人の無形財産権の権益を占有し、他人の市場競争優位性を破壊し、自己が競争優位を手に入れようと謀る主観的な故意を有し、誠実信用の原則に違反し競争秩序を乱し、不正競争行為を構成する。

最終的に深セン市中級人民法院は、被告が既に該不正競争行為を停止していたため、差止めについては判断せず、合理的な支出を含めた損害賠償金を50万元とする判決を下した。

4. おわりに

本案では、クローラー技術により他人のソフトウェア著作物に含まれるデータを取得する行為が、誠実信用の原則に違反し、不正競争であると認定された。中国の不正競争防止法には、日本の閣議決定を経て改正予定の改正不正競争防止法第2条第1項第11号～第16号のような、限定提供データの不正な取得等に関する条文はないが、誠実信用の原則という一般原則によって保護され得ることが示された。

以上

2018年10月5日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立榮

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com